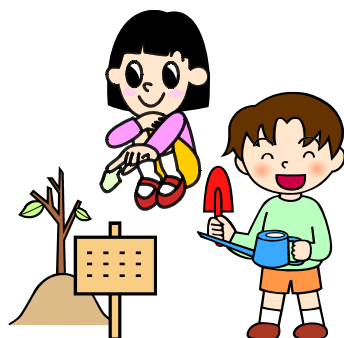


「放課後子どもプラン」の 推進のために(まとめ)



宮崎県放課後子どもプラン推進委員会

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・	1
I 放課後子どもプラン推進事業について		
1 「放課後子どもプラン推進事業」とは・ ・	・ ・ ・ ・	2
2 「放課後子どもプラン推進事業」創設の経緯	・ ・ ・ ・	3
3 県の役割・ ・	・ ・ ・ ・	5
4 市町村の役割・ ・	・ ・ ・ ・	5
5 「放課後子ども教室推進事業」と 「放課後児童健全育成事業」の比較	・ ・ ・ ・	6
II 放課後子どもプラン推進事業の取組状況について		
1 県の取組・ ・	・ ・ ・ ・	7
2 市町村の実施状況・ ・	・ ・ ・ ・	8
3 実践例・ ・	・ ・ ・ ・	9
(1) 県内		
(2) 県外での特色ある取組例	・ ・ ・ ・	10
III 本県における「放課後子どもプラン」推進による効果		
1 県における主な効果及び実績	・ ・ ・ ・	12
2 子ども・保護者・関係者の感想		
3 市町村からの意見		
IV 本県における「放課後子どもプラン」推進における主な課題		
1 県における主な課題	・ ・ ・ ・	13
2 市町村における主な課題		
V 本県における「放課後子どもプラン」推進上の課題への対応		
1 主に行政関係者へ	・ ・ ・ ・	14
2 主に指導者の方へ	・ ・ ・ ・	15
3 主に保護者の方へ	・ ・ ・ ・	16
平成20年度宮崎県放課後子どもプラン推進委員	・ ・ ・ ・	17

はじめに

近年、本格的な少子高齢、人口減少社会を迎える中で、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化してきております。また、青少年の非行等の問題行動や安全・安心に関わる問題等が増加する中で、我が国では教育の在り方が大きく見直されております。そのような中で、平成18年の「教育基本法」の改正及びその後の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（H20.2）」、「教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～（H20.4）」におきまして、学校・家庭・地域が連携して社会全体の教育力を向上させていくという方向性が明確に示されたところであります。

「放課後子どもプラン推進事業」は、平成19年度からスタートした国の事業であり、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施するものであります。実施主体である市町村においては、厚生労働省が所管する平成9年度に始まった「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と、文部科学省が所管する平成19年度からの「放課後子ども教室推進事業」を連携しながら実施し、原則として全ての小学校区での実施を目指すものであります。

今回、作成した『放課後子どもプラン』の推進のために（まとめ）は、本推進委員会における2か年間の議論を踏まえ、本県における今後の方向性を示したものです。今後、関係者の皆様には、日頃の活動において参考にしていただくとともに、各地域の実態に応じた子どもたちにとって安全で健やかな活動場所として、当プランを全県下に広く普及していただきたいと願っております。

なお、関係者の多くの皆様方におかれましては、これからの子どもたちのために、熱心かつ献身的にボランティアとして努めていただいておりますことに、改めて感謝申し上げますことを申し添えます。

宮崎県放課後子どもプラン推進委員会
会 長 香 川 征 治



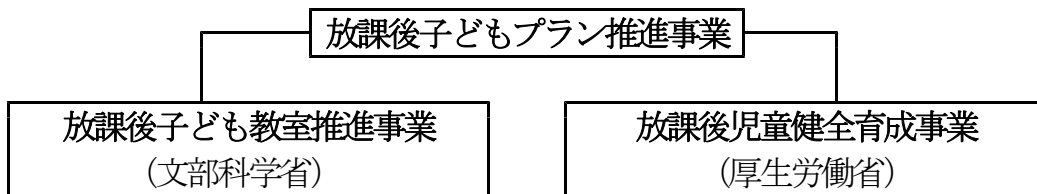
I 放課後子どもプラン推進事業について

1 「放課後子どもプラン推進事業」とは・・・

「放課後子どもプラン推進事業」は、平成19年度より、スタートしました。本事業は、地域社会の中で、放課後等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するものです。

具体的には、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施したりします。

現在、多くの市町村において、小学校や公民館、児童館などを活用し、地域性を生かしつつ「放課後子どもプラン推進事業」に取り組んでいます。



2 「放課後子どもプラン推進事業」創設の経緯

放課後子どもプラン推進事業は、国において、教育における再チャレンジ支援、総合的な少子化対策、或いは生活におけるリスクへの対処等の目的を持って創設されました。また、放課後児童健全育成事業は、平成9年の児童福祉法の改正により法制化されていましたが、放課後子ども教室推進事業は、平成20年6月の社会教育法の改正により、「教育委員会の事業」として位置づけられました。

[参考資料]

(1) 再チャレンジ推進会議「再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間取りまとめ）」（平成18年5月）抜粋

2. 個別の再チャレンジ支援策

(2) 新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援

② 子どものチャレンジ支援（親・保護者の経済環境が子どもの就学・就労に影響されないようにする等、子どものチャレンジを支援）

○ 地域や学校教育における子どもへの学習支援

・ 地域の大人（教職を目指す大学生や退職教員等）の協力を得て、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに放課後や週末等に地域の中で安全・安心に学習できる機会を提供する。

(2) 少子化社会対策会議「新しい少子化対策について（抄）」（平成18年6月）抜粋

2 新たな少子化対策の推進

(1) 子育て支援策

Ⅲ 小学生期

放課後時間を有意義に過ごすことができるとともに、登下校時等の安全を確保する。

① 全小学校区における「放課後子どもプラン」（仮称）の推進

(3) 閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（平成18年7月）抜粋

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

2. 再チャレンジ支援

(2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援（新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援）

放課後や週末等における地域の中での学習機会の提供、児童養護施設等の子どもに対する就学・就労等の支度費の充実等、子どもを支援する。

3. 総合的な少子化対策の推進

「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進にあわせ、以下の考え方を踏まえつつ策定された「新しい少子化対策について」に基づき、妊娠・出産から高校・大学生時まで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策、働き方の改革、家族・地域の絆の再生や社会全体の意識改革のための国民運動等の少子化対策を強力に推進する。

① 子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援する。

② すべての子育て家庭を支援し、在宅育児や放課後対策も含め地域の子育て支援を充実する。（中略）

少子化対策は国の基本にかかわる最重要政策課題であるとの認識の下、関係府省が連携して諸施策の具体化を図り、推進する。

4. 生活におけるリスクへの対処（治安対策、犯罪被害者施策等）

子どもをとりまく環境の安全を確保し、また子どもを非行から守るため、「犯罪から子どもを守るための対策」や「子ども安全・安心加速化プラン」に基づき、学校や登下校時の安全の確保、犯罪を起こしにくい環境の整備、再犯の防止対策等を進めるとともに、官民連携による地域防犯活動や子どもの健全な育成に向けた取組を促進する。

5. 豊かな生活に向けた環境整備

他者への思いやりや命を大切に教育及び長期宿泊体験などの体験活動の充実、学校、家庭、地域の教育力の強化、不登校等や「キレル」言動への対応、発達障害を含む障害のある子どもへの教育的支援等の取組を進める。

(4) 教育再生会議「第一次報告」(平成19年1月) 抜粋

社会総がかりで教育再生を ～公教育再生への第一歩～

7. 「社会総がかり」で子供の教育にあたる

(2) 地域社会の対応 —学校を開放し、地域全体で子供を育てる—

- 「放課後子どもプラン」は、異年齢交流や集団活動により、子供を心豊かにたくましく育てるための「根っこ」となるものであり、学習意欲と学力・体力・創造力の向上に資するところも大である。さらに、地域の生活環境の改善、地域活性化の起爆剤ともなるものである。

本事業においては、学校のほか自治体、スポーツ団体、ボランティア、地元企業等が連携して、多様なプロジェクト(地域の祭りなどの伝統・文化活動、スポーツ活動、演劇などの芸術活動、自然体験活動など)に取り組む。そうすることで、家庭や学校とは異なる子供たちの「居場所」を確保し、様々な体験を通して、地域社会と交流を深め、対人関係能力の向上を図る。省庁の縦割りを排して現場中心の取組とするため、地域リーダーの協力を得て、実効ある実施体制を設けるなど、各自治体が責任をもって取り組む。

II. 心と体—調和の取れた人間形成を目指す

提言3 親の学びと子育てを応援する社会へ

【学校と家庭、地域の協力による徳育推進、家庭教育支援や、育児相談の充実、科学的知見の積極的な情報提供、幼児教育の充実、有害情報対策】

- 子供たちの規範意識や「早寝早起き朝ごはん」などの生活習慣については、学校と家庭、地域が協力して身に付けさせる。また、挨拶やしつけ、礼儀作法についても、子供の年齢や発達段階に応じ、学校と家庭が連携して子供に身に付けさせる。

提言4 地域ぐるみの教育再生に向けた拠点をつくる

【「放課後子どもプラン」の全国での完全実施、学校運営協議会の指定促進】

- 国、地方自治体は、地域ボランティアと学校の連携を図るため、PTA、卒業生、地域の人々などが土曜の補充学習、部活動、施設管理など学校運営を支援する体制が全国の学校で整えられるよう支援する。

(5) 社会教育法(昭和24年法律第207号 平成20年6月11日改正) 抜粋

第5条 (略)

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

- 次代を担う自立した青少年の育成に向けて—青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策について—(答申)(平成19年1月)
- 「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向 中間報告(平成19年5月)
- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議(平成19年12月)
- 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について—知の循環型社会の構築を目指して—(答申)(平成20年2月)
- 教育振興基本計画(答申)(平成20年4月)

3 県の役割・・・

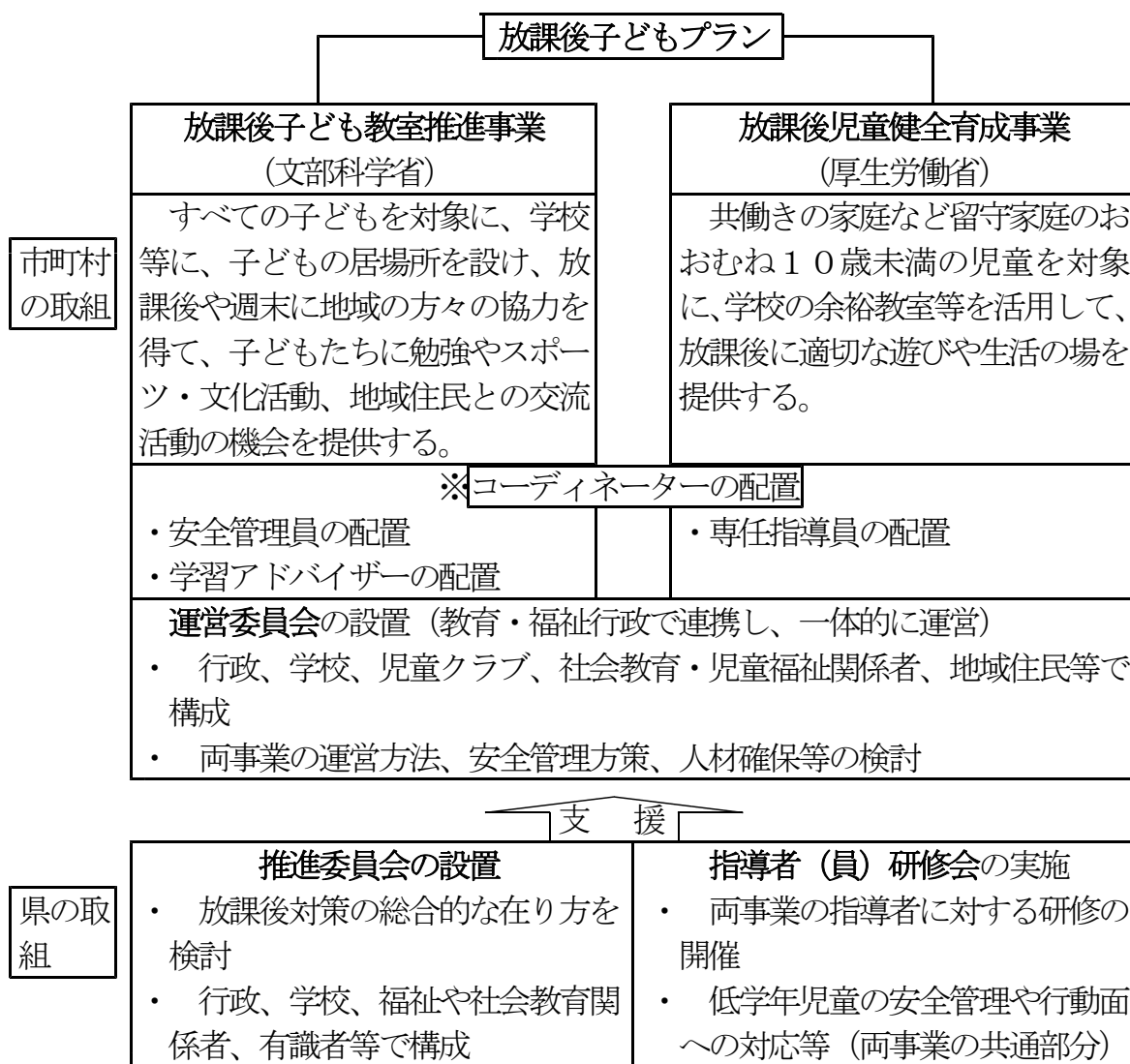
県は、実施主体である市町村において円滑な事業促進が図られるよう、次の取組を実施します。

- ・ 市町村が要する事業経費を補助（国、県、市町村が3分の1）
- ・ 放課後子どもプラン推進委員会の設置
- ・ 放課後子どもプラン指導者（員）研修会の開催

4 市町村の役割・・・

市町村は、「放課後子ども教室推進事業」、「放課後児童健全育成事業」の両事業の運営方法、安全管理方策、人材確保方策等の検討を行うために、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等で構成する「運営委員会」を設置します。

この運営委員会で検討された事業計画に基づき、放課後子ども教室と放課後児童クラブの総合的な調整を行う「コーディネーター」を配置し、校区毎に事業を円滑に実施します。



5 「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の比較

	放課後子ども教室推進事業 (平成19年度から)	放課後児童健全育成事業 (平成9年度から)
趣旨	小学生等を対象に希望者を募集し、学校の余裕教室や公民館を活用して放課後や週末等に子どもの活動拠点を設け、地域住民の協力を得て、学習活動や各種体験活動を実施する。	共働き家庭など留守家庭の概ね10歳未満の児童を対象として、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。
対象	○ 全ての小学生等(幼児、中学生も可)	○ 共働き家庭など、留守家庭の概ね10歳未満(1～3年生)の児童 ○ その他指導を要する児童
条件	○ 開設日数 規定なし 240日(努力目標) (実施市町村の判断) ○ コーディネーター、安全管理員の研修	○ 基準開設日数250日 ○ 一日平均3時間以上が原則 ○ 専任指導員の配置
内容	○ 地域住民の参画のもとに、様々な体験活動を実施する。 校庭での遊び、読書、絵画、学校近郊での自然体験 ○ 学習アドバイザーによる学びの機会	○ 法令に基づき、各種設備の設置を義務づけ ○ 保護者の就労状況に応じた開設日数、時間の確保 ○ 出欠確認を含めた子どもの安全確認 ○ 家庭との日常的な連絡、情報交換
場所	○ 学校の余裕教室等(公民館等も可) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">全ての小学校区での実現をめざす</div>	○ 学校、児童館、専用施設等
負担	○ 保護者負担は、原則としてなし ○ 受益者負担分として、個々が使用する教材、おやつ代等を徴収している。	○ 保護者負担は、原則経費の2分の1 (市町村により違いがある。)
指導者	○ 安全管理員を1名以上配置 ○ 学習アドバイザーを置くことができる	○ 児童の健全育成を図る専任指導員を1名以上配置
謝金等	○ コーディネーター 1,480 円/時(720～1,440) ○ 安全管理員 1,330 円/時(670～1,300) ○ 学習アドバイザー 1,480 円/時(850～1,480) 上限(補助対象予定額) ※()は市町村上下限	※市町村により法人に委託する等方法が異なる ○ 放課後児童クラブ指導員

II 放課後子どもプラン推進事業の取組状況について

1 県の取組・・・

(1) 推進委員会

放課後子どもプランの実施に当たり、放課後対策事業の実施方針や広報活動、指導者研修の内容検討等を行い、県内における総合的な放課後対策の在り方を検討します。(年2回)



(2) 市町村担当者会 (平成20年度実績)

放課後子ども教室推進事業の実施に当たり、事業実施及びその具体策等について協議し、事業全般の円滑な推進と内容の充実を図ります。(年2回)



(3) 指導者研修会

放課後子どもプランの実施に当たり、コーディネーターや安全管理員の役割、業務内容等に関する研修を行うことで関係者の資質向上を図ります。

[参考：平成20年度実績]

	教育委員会関連	福祉部局関連
指導者研修会	第1回 平成20年 6月29日(日) 宮崎市中央公民館 44名参加 「地域における体験活動の充実を図る方策」 「青少年期における体験活動の重要性について」 ※「平成20年度第1回体験活動指導者・コーディネーター養成研修会」と合同開催	特別研修 平成20年 7月 2日(水) 宮崎市総合文化センター 「気になる子どもの受け入れ体制、対応の仕方について」
	第2回 平成20年 8月～10月 各教育事務所実施 184名参加 「実践発表、救急救命法、問題行動を起こす児童の心理、発表、協議等」	第1回 平成20年 9月 3日(水) 延岡市社会教育センター 「身体表現活動、地域福祉活動」
	第3回 平成20年10月24日 県立図書館 66名参加 「安全対策について」 「子どもたちの発達課題と対応について」	第2回 平成20年11月12日(水) 県武道館 「造形表現活動、個別援助活動」 第3回 平成21年 1月14日(水) 都城市ウェルネス交流プラザ 「児童福祉援助技術総論、児童の発達理論」



2 市町村の実施状況・・・

各市町村においては、地域の実態に応じて、運営委員会等における協議を通して、確実に実施数が増えている状況です。

放課後子どもプラン実施状況

H20.9現在

		子ども教室				児童クラブ	
		H19		H20		H19	H20
		教室	運営委員会のみ	教室	運営委員会のみ		※
1	宮崎市	11		30		45	45
2	清武町		1	1		3	3
3	国富町				1	12	12
4	綾町	1		4		1	1
5	日南市	2		4		3	3
6	串間市					2	2
7	北郷町						
8	南郷町				1		
9	都城市	7		9		33	33
10	三股町					10	11
11	小林市	2		2		15	16
12	えびの市		1			4	4
13	高原町				1	2	2
14	野尻町			1		4	4
15	西都市					11	11
16	高鍋町					6	6
17	新富町	1		1		7	7
18	西米良村	1		1			
19	木城町				1		
20	川南町		1	4		2	2
21	都農町		1				
22	延岡市			3		15	15
23	日向市		1			7	7
24	門川町					6	6
25	諸塚村		1		1		
26	椎葉村						
27	美郷町	1		1		2	2
28	高千穂町					3	3
29	日之影町					4	4
30	五ヶ瀬町	1		3			
計		27	6	64	5	197	199

※ H20.3 調査

3 実践例・

(1) 県内

ア 綾町（英会話教室「ENJOY英会話」）【放課後子ども教室】

- ・ 学力向上を中心に実施しています。
- ・ 保育所から小学校まで各学年別にクラスを設置しています。
- ・ 講師は市内英語教室の先生に委託しており、十分な指導を受けることができます。（講師は外国人である）
- ・ 保育所、小学校に派遣している英語の指導員と講師が同じため、子どもたちも安心して参加でき、内容についても連携させています。



イ 都城市（みんなのふれあい広場） 【放課後子ども教室】

- ・ 個人の敷地を開放して実施し、公民館も積極的に活用しています。
- ・ 各団体や、地域の保育園、地域の高校生との交流を行っています。（例：保育園との交流会、高校生によるこけ玉づくり体験、婦人部との郷土料理づくり）
- ・ 季節を感じるができる行事（キャンプなど）を行います。



ウ 五ヶ瀬町（五ヶ瀬風の子自然学校） 【放課後子ども教室】

- ・ NPO法人に委託して実施しています。
- ・ 2週間ごとの予定表を作成し、学校を通して全家庭に配付しています。
- ・ ホームページのブログで、活動状況を公開しています。
- ・ 定期的に指導者研修会および保護者との情報交換会、学校との連絡会議等を実施しています。



エ 宮崎市（櫛小学校放課後児童クラブ）【放課後児童クラブ】

- ・ 本推進委員会において、活動の様子を直接見学させていただきました。子どもたちはおやつの時間でしたが、児童の生活の場としてきちんとしたしつけ指導もなされていました。
- ・ 同校では、放課後子ども教室も実施されています。



オ 小林市（細野小学校放課後児童クラブ）

【放課後児童クラブ】

- ・ 県内初のNPO法人の運営
- ・ 地域の自然やマンパワーを利用した独自の取組で子どもの成長を支えています。
- ・ キャンプや竹細工製作を行うなど、地域での活動をしています。

自然体験から笑顔



H21.1.3 宮崎日日新聞掲載

(2) 県外での特色ある取組例

ア 東京都荒川区【放課後子ども教室、放課後児童クラブ】

- ・ 区内全ての小学校で「すくすくスクール」事業として両事業が一体的に実施されています。
- ・ 全学年を対象に、学校内の様々な施設を利用しています。
- ・ 毎日の見守りは、専門職員の他、多くのボランティアにより行われています。

イ 島根県松江市【放課後子ども教室、放課後児童クラブ】

- ・ 別々の場所で実施されている両事業を週に2回だけ、公民館で合同で実施しています。
- ・ 両事業の指導員が、子どもたちの体験活動をサポートします。

ウ 岩手県葛巻町【放課後子ども教室、放課後児童クラブ】

- ・ 同一校内に両事業が独自に実施されており、放課後児童クラブの子どもたちが、放課後子ども教室の活動に参加しています。
- ・ 児童クラブの指導員も一緒に子どもたちの活動を見守っています。

- エ 神奈川県横浜市【放課後子ども教室、放課後児童クラブ】
- ・ 放課後子ども教室に放課後児童クラブの機能を加えた取組を小学校内でしています。
 - ・ スタッフは、魅力あるプログラムを提供していくためにミーティングを重ね、また、新人スタッフの資質向上のため2ヶ月間の研修を実施しています。
- ※ア～エ 文部科学省委託事業「総合的な放課後対策推進のための調査研究」より

- オ 鳥取県鳥取市【放課後子ども教室】
- ・ 放課後児童クラブに入れない小学1年生を対象に実施しています。
 - ・ 子どもたちの安全で豊かな体験活動の場が実現しています。
- ※鳥取県放課後子どもプラン推進委員会作成資料より

- カ 青森県三戸町【放課後子ども教室、放課後児童クラブ】
- ・ 両方に参加登録をしている児童が数名いるが、午後5時までは放課後子ども教室、午後5時から午後6時までは放課後児童クラブへ参加しています。
 - ・ それぞれの担当者同士で話し合う機会を設けて共通理解を図っています。

- キ 茨城県立大子養護学校【放課後子ども教室】
- ・ 養護学校に通う児童生徒を対象に特別支援を必要とする子どもたちが楽しく・有意義で安心安全な放課後を過ごし、様々な体験活動に取り組んでいます。
 - ・ 保護者が社会参加するための時間や休息時間を持ち生活や精神面での負担を軽減することを目的に開設されました。

- ク 新潟県長岡市【放課後子ども教室、放課後児童クラブ】
- ・ 児童クラブの児童厚生員からも子ども教室の実行委員会に入り、両者の連携を図るようにしています。
 - ・ 児童館で児童クラブを開設している場合、希望する子どもについては、児童厚生員もしくはボランティアが付き添って放課後子ども教室に参加しています。

※カ～ク 文部科学省放課後子どもプランホームページより

Ⅲ 本県における「放課後子どもプラン」推進による事業効果

1 県における主な効果及び実績

- 実施主体である市町村の取組により、安全安心な居場所づくり等の本事業の趣旨が生かされています。
併せて、放課後児童クラブにつきましては、保護者の仕事と子育ての両立支援の役割も担っており、子育て家庭の支援にも寄与しているところです。
- 事業開始2年目に当たり、市町村への趣旨説明や情報提供等を行うことで、平成20年度は、約8割の市町村が本事業に取り組むなど、事業実施市町村が増加しています。
- 県生涯学習課としては、ホームページ（SUN-NETみやぎ）に情報を掲載したり、MRT番組「チャイム」で紹介（五ヶ瀬町「五ヶ瀬風の子自然学校」）する等、県民への啓発を行っています。

2 子ども・保護者・関係者の感想

(1) 子ども

- 「参加して楽しかった。また参加したい。」「みんなと仲良くできて嬉しかった。」
- 「先生や友達と遊ぶのが楽しい。」「分からないことをたくさん教えてほしい。」

(2) 保護者

- 「家庭でも料理のお手伝いをするようになったので参加してよかった。」
- 「学年に関係なく友人が増えた。」「生活が規則正しくなった。」「外で遊ぶようになった。」
- 「家での会話が増えた。」
- 「テレビやゲームでしか遊びを知らないので、自然と触れ合ってほしい。」
- 「親がいないときの心配がなくなった。」
- 「いろいろな方に教えていただき、本当に子どものためになると思う。」

(3) 指導者

- 「子どもたちと料理を通してふれあうことができ非常に楽しかった。」
- 「もっとこの活動を多くの人に知ってほしい。」

※「平成20年度放課後子ども教室実施状況（中間報告書）」より

3 市町村からの意見

- 多様な活動を通して、子どもたちは豊かな体験をすることができています。
- 子どもたちは、自然体験、異学年集団体験、社会体験等から少しずつ社会性が身につけてきています。
- 2年目に入り、自主的に学習や遊びを行う子どもたちが増えてきました。
- 登録児童が増えてきました。
- 学校や児童館との連携ができてきました。
- 保護者からの感謝の言葉もあり、家庭教育・子育て支援の一助となっています。

※「平成20年度放課後子ども教室実施状況（中間報告書）」より

IV 本県における「放課後子どもプラン」推進における主な課題

1 県における主な課題

(1) 全県下への普及推進

ア 本事業は、実施主体である市町村が地域の実態に応じて取り組むものであるが、放課後子ども教室、放課後児童クラブの両事業ともに実施されていない市町村や小学校区があるので、引き続き市町村への働きかけが必要です。また、両事業の一体的な実施など教育委員会と福祉部局との連携も今後更に検討していく必要があります。

[参考] 両事業とも実施されていない小学校区 80小学校区

※「平成21年度『放課後子ども教室推進事業』実施希望調査」より

イ 指導者研修会等の工夫

年数回の研修会であり、より効果的な研修のために関係者のニーズを把握して、計画立案する必要があります。

2 市町村における主な課題

(1) 実施している市町村

ア 放課後子ども教室、放課後児童クラブの拡充（定員オーバーで参加できない子どもたちがいる。）を検討したいが、備品を含め予算確保の問題があります。

イ 安全管理員等のボランティアの確保と研修の充実が必要です。

ウ 活動プログラムの工夫（少人数での遊びの工夫、企画内容の検討、地域との交流活動の充実等）が必要です。

エ 子どもが怪我した時の対応や不審者への対応等、安全面の対策が必要です。

オ 受け入れ体制や人材の確保など学校や地域との連携が必要です。

カ 子どもへの対応の難しさがあります。

キ 保護者との良好な関係構築（地域との交流・体験活動に保護者の参加が少ない。保護者が時間内に迎えに来ないことがある。）が必要です。

ク 常にスタッフのモチベーションを高めていることの難しさがあります。

※「平成20年度放課後子ども教室実施状況（中間報告書）」より

(2) 実施していない市町村

ア 受け皿となるボランティア等の人材を確保する必要があります。

イ 耐震問題で余裕教室が利用できない所もあります。

V 本県における「放課後子どもプラン」推進上の課題への対応

本推進委員会においては、本県における「放課後子どもプラン」の推進状況等を検証してきました。その結果、各市町村においては、地域や保護者のニーズに応じた積極的な取組が行われていると考えますが、本事業の成果や課題を受けて、以下の提案をしたいと考えます。

1 主に行政関係者へ

(1) 放課後子どもプランの作成について

放課後子どもプランは、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するものです。この推進を図るためには、地域住民のニーズを把握し、子ども会や児童館・公民館活動等、既存の青少年育成団体と連携し、地域の実情に応じた総合的な放課後対策を策定する必要があります。

事業実施にあたり、より充実した居場所づくりにするためには、市町村毎の運営（経営）方針の作成は、必要不可欠なものであり、早急に作成することが望まれます。

(2) 積極的な啓発活動の必要性について

県、市町村ともに啓発活動が行われていますが、地域への啓発はまだ十分とは言えないのではないのでしょうか。学校を通してのチラシ等の啓発はありますが、地域住民への周知が今後とも必要ではないのでしょうか。

例えば、ある地域では、自治会や老人クラブの会合での説明会で地域住民の協力を得たり、回覧板での啓発を行うことで、ボランティアの確保につながっている事例があります。

また、本事業は、地域の実態に応じて、実施主体である市町村が判断し取り組まれることになっていますが、保護者や子どもに対する実態調査を行い、的確にニーズを把握することが必要であり、そのことが、啓発活動にもなり、保護者の理解にも繋がるのではないのでしょうか。

(3) 活動拠点の確保について

実施場所については、子どもたちの安全・安心や、公的施設の観点から、できる限り小学校内での実施が望ましいと考えられますが、余裕教室以外でも図書室や体育館をはじめ、放課後や休日に使用されていない場所や学校外の公民館、児童館等、柔軟に検討してほしいと思います。

(4) 研修の充実について

県・市町村においては、今後とも教育委員会、福祉部局と連携した指導者等への研修を行い、安全面への対応や子どもへの対応等を充実する必要があります。そのことで、指導者等のボランティアが積極的に本事業に関われる体制をつくっていただきたいと思います。

また、活動プログラムに係る研修や意見交換の場を設定することで、子どもたちはもちろん、指導者等にとっても充実した活動に繋げてほしいと思います。

(5) 安全面への配慮について

本事業は、子どもの安全・安心な居場所づくりを中心にしたものであり、各放課後子ども教室、各放課後児童クラブの実態に応じた安全管理マニュアル作成や定期的な訓練が必要です。

そのためにも、文部科学省の「地域子ども教室推進事業」における安全管理マニュアルや厚労省の「放課後児童クラブガイドライン」を参考に早急に作成する必要があります。

(6) 障がいのある児童生徒を含めた支援体制づくりについて

障がいのある児童生徒を受け入れている放課後子ども教室や放課後児童クラブも増えてきており、また、一部の放課後児童クラブにおいては、障がいのある児童を専任で担当する指導員を配置するなどの体制づくりに取り組んでいる児童クラブも見られるところです。

特別な支援が必要な児童生徒との共生は、これからの社会づくりにおいても重要な課題です。今後とも受け入れ体制の充実に努めていただきたいと思います。

2 主に指導者の方へ

(1) 子どもとの関わりについて

ア 「放課後子ども教室」の実施に当たっては、関係者は、子どもたちに活動の計画から参加させるなど、子どもの思いを受け止め、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動する力等の生きる力を身につけさせましょう。

イ 自分たちでルールをつくり、思いやりを育ててきた「集団遊び」を地域で促進しましょう。

ウ 子どもたちの性格、行動も様々ですが、温かく見守るとともに、集団の中の一員としてのきまりやルールを身につけさせることも大切です。特に安全面に関することはしっかり守らせましょう。

エ 家庭や学校、専門機関との連携を積極的に図りましょう。

(2) 活動について

ア できるだけ多くの地域の方々力を借りましょう。子どもたちは、多くの大人と接することで、社会性や協調性、忍耐力やコミュニケーション能力を高めるとともに、郷土を愛する心を育みます。

イ 校区ごとに、定期的に関係者同士の共通認識・意見交換の場を設定しましょう。

特に、放課後児童クラブについては、子どもの発達の連続性を保証する

ため、保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めることが求められます。

ウ 活動状況を学校や地域に発信しましょう。情報を共有することにより、学校や青少年育成団体との連携が図られ、子どもたちへの教育効果が高まります。

エ 住民主体の事業実施を進めましょう。保護者が指導員の役割を果たしたり、様々な行事を企画している放課後子ども教室や放課後児童クラブが増えています。子どもたちの交流とともに大人同士の親睦も深まっています。

(3) 安全面について

ア 日頃から安全管理には十分配慮し、管理体制を整え、避難訓練等をする等あらゆる事態に対応できるようにしておきましょう。

イ 安全管理や子どもたちの発達課題等について、研修会等を活用して積極的に学びましょう。

(4) 保護者との連携について

保護者が地域との交流や体験活動に参加が少なかったり、約束の時間内に迎えに来ないこと等の問題も取り上げられますが、放課後子ども教室においては、ボランティアスタッフに保護者が入って活動している拠点もあります。本事業の充実とともに、付属的に保護者へ対する相談・支援体制も充実するのではないかと期待されています。

3 主に保護者の方へ

(1) 子どもたちの成長の基盤となるのは家庭です。子どもとしっかり関わるとともに、本事業の理解と参加に努めましょう。

(2) 地域での豊かな体験や多くの人との交流を通して、子どもたちに自信を持たせ、社会性や創造性、規範意識を育む機運を高めていきましょう。



平成20年度宮崎県放課後子どもプラン推進委員

(敬称略)

会長	香川 征治	宮崎県児童館連絡協議会会長
副会長	高橋 利行	国立大学法人宮崎大学教育研究・地域連携センター准教授
	由川 豊和	宮崎県レクリエーション協会常任理事
	齊藤 和子	宮崎県PTA連合会副会長
	境 和彦	宮崎県公民館連合会理事
	横山 槇子	社団法人宮崎県保育連盟副理事長
	高山 文子	宮崎県地域活動連絡協議会会長
	吉岡 武彦	延岡市児童家庭課長
	松本 淳資	綾町教育委員会社会教育課長
	遠目塚 勉	宮崎市立宮崎小学校校長
	武富 志郎	宮崎県立延岡たいよう支援学校校長
	立元 真	国立大学法人宮崎大学教育文化学部准教授
	原田 和代	特定非営利活動法人ドロップインセンター理事

[事業の県主管課]

放課後子ども教室推進事業	宮崎県教育庁生涯学習課 電話 0985-26-7245
放課後児童健全育成事業	宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課 電話 0985-26-7050